

1. 公定価格及び市加算額中の各種加算等の暫定的取扱いについて

資料1-4

(1) 処遇改善等加算について

加算名称	既存園	※1 新設園（認可化園含む）
処遇改善等加算Ⅰ	令和4年度に認定された加算率を上限として、任意の率（8%以上）で請求	賃金改善やキャリアアップの取り組み予定を踏まえた上で、 <u>8%</u> で請求
処遇改善等加算Ⅱ	令和4年度に認定された加算対象職員数（人数A・人数B）により暫定的に請求	
市処遇改善等加算Ⅱ	<u>令和4年度に認定された加算月額を上限として、施設が必要とする額を暫定的に請求</u>	※2 正式な認定をするまでの間は、請求できない（正式な認定後、遡及して請求）
処遇改善等加算Ⅲ・市処遇改善等加算Ⅲ	<u>令和4年度請求の算定に用いた「平均年齢別利用子ども数」・「対象職員数」に基づき暫定的に請求</u>	前年度から変更あり

※1 令和5年度から本加算を申請する既存園を含む

※2 正式な認定について…処遇Ⅰ⇒6月以降を予定・処遇Ⅱ・Ⅲ⇒9月以降を予定

1. 公定価格及び市加算額中の各種加算等の暫定的取扱いについて

資料1-4

(2) 賃借料加算について

加算名称	既存園 (異動無)	※既存園 (異動有)	新設園 (認可化園含む)
賃借料加算	令和4年度までの認定内容に基づき請求	<u>令和4年度までの認定内容に基づき暫定的に請求</u>	暫定的に請求
市賃借料加算	上記と同様	上記と同様	<u>正式な認定をするまでの間は、請求できない</u> (認定後、遡及して請求)

※既存園(異動有)・・・賃借料・定員数の変更等により、市が定める加算上限額に異動が生じる施設

【令和5年度の認定について】

既存園(異動有)及び新設園(認可化園を含む)については、令和5年6月頃に認定を行い、7月以降に遡及して請求していただくことを予定しています。

申請書類の提出期日は5月下旬を予定していますが、改めて別途通知します。

1. 公定価格及び市加算額中の各種加算等の暫定的取扱いについて

資料1-4

(3) その他①

加算名	正式な認定をするまでの暫定的取扱い	認定時期（予定）
3歳児配置改善加算	職員配置状況に応じて請求可	6月末
休日保育加算	前年度の認定内容（単価）に基づいて請求可 ※変更あり	6月末
夜間保育加算	認定の必要がないため、該当園は請求可	認定不要
減価償却費加算	既に認定済みの園は請求できる。認定がされていない該当園は申し出により請求可	6月末
チーム保育推進加算	認定までの間は、請求不可	8月末
副食費免除加算	該当児童の在籍をもって請求可	認定不要
分園減算	分園の場合に適用されるため手続き不要	認定不要
施設長未配置減算	施設長を配置していない場合に適用される	随時
土曜日閉所減算	土曜日に施設を閉所する場合にその日数に基づき請求	随時

1. 公定価格及び市加算額中の各種加算等の暫定的取扱いについて

資料1-4

(3) その他②

加算名	正式な認定をするまでの暫定的取扱い	認定時期（予定）
主任保育士専任加算	延長保育、一時保育、病児保育、乳児3人以上受入のうち複数事業を行う園のみ請求可 障害児受入を含む複数事業の場合は障害児認定がされてから遡及して請求可	障害児保育費認定後 順次認定
療育支援加算	認定までの間は、請求不可	障害児保育費認定後 順次認定
事務職員雇上費加算	全園加算有として請求可	6月末
冷暖房費加算	全園加算有として請求可	認定不要
3月加算	高齢者等活躍推進加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、第三者評価受審加算については、認定までの間は、請求不可	2月末
栄養管理加算	職員配置状況に応じて請求可	6月末
旧市加算	旧市加算（市主任保育士専任加算及び障害児保育費を除く）については、全施設加算有で請求可 市主任保育士専任加算については、要件に合致する園のみ請求可 障害児保育費については、認定までの間は請求不可	市主任：障害児保育費 認定後順次認定 障害児保育費：夏頃と 秋頃の2回に分けて認 定

1. 公定価格及び市加算額中の各種加算等の暫定的取扱いについて

資料1-4

(3) その他③

加算名	正式な認定をするまでの暫定的取扱い	認定時期（予定）
補足給付費	生活保護世帯の子どもがおり、実費徴収額の減免を行っている場合には、全施設請求可	認定不要
延長保育費	利用登録児数に応じて当初請求可、追加請求時に利用実績に基づき精算 ただし、保育料免除加算分については、実績取込み後の追加請求から請求可。障害児加算分については、障害児保育費の認定をするまでは請求不可	認定不要
市職員雇用費等	職員配置状況に応じて請求可 ただし、産休等代替臨時職員雇用費については、都度、別途認定申請が必要	認定不要 (産休代替を除く)
嘱託医手当、入園前健康診断手当、歯科検診事業費	全園加算有として請求可 ただし、入園前健康診断は2月のみ請求可 歯科検診事業費は実施月に請求可	認定不要
市第三者評価受審加算、地域活動事業費	認定までの間は、請求不可	2月末
市休日保育加算(障害児受入分)	認定までの間は、請求不可	随時

2. 令和5年度の追加請求について

資料1-4

令和5年度の追加請求については、
令和5年度処遇改善等加算率の認定がされた後の7月から行えるものとします。

